平成２７年（フ）第４２４１号
大阪市淀川区加島１丁目21番34号
債務者　釜田朱美こと　釜田　朱美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８号
宮城県石巻市水押２丁目６番１―31号
債務者　阿部　幸枝
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
千葉県四街道市旭ケ丘４丁目21番７号
債務者　伊藤　經男
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２０８号
千葉県四街道市旭ケ丘４丁目21番７号
債務者　伊藤美代子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１３号
千葉県八街市八街ほ645番地４
債務者　吉田亜矢子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３２号
千葉県白井市冨士84番地の17　三晃ハイツＡ号室
債務者　佐藤　和郎
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４０号
千葉県白井市平塚364番地
債務者　飯嶋　啓之
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０８号
新潟県長岡市千手３丁目２番16号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
新潟県十日町市馬場丁1690番地４
債務者　宮澤　けん
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９０７号
埼玉県和光市新倉４丁目３番28号富士荘304号室、住民票上の住所埼玉県和光市下新倉４丁目27番10―610号
債務者　森坂　一幸
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３７号
埼玉県新座市新堀２丁目15番21号
債務者　萩原　君枝
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
埼玉県春日部市豊野町１丁目27番地38
債務者　井上　政恵
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
埼玉県三郷市早稲田１丁目４番地２　ナチュール三郷801
債務者　加藤　進一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地59
債務者　田島　定利
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７６号
愛知県刈谷市一ツ木町８丁目３番地６　コーポ名豊106号、前住所愛知県刈谷市野田町吹戸30番地２　サンフォーレ東刈谷203号
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
大阪府和泉市光明台２丁目54番１号
債務者　米地　　守
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
大阪府和泉市小田町２丁目９番32号
債務者　森元むつ子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
大阪府泉大津市東雲町９番53号コーポ泉大津304号
債務者　藤原由美子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係